# 妊活ながの



長野県は、妊娠を考えるカップル、

不妊・不育症治療に取り組むみなさんをサポートします。 "妊活ながの"で、いっしょに妊活を考えていきましょう。



長野県は、不妊・不育症治療に取り組 むみなさんをサポートするため、長野 県妊活支援サイト「妊活ながの」を開 設しています。

妊活や不妊治療経験者の体験談、治療 と仕事の両立支援の紹介など、多角的 なコンテンツを含んだ専用ウェブサイ

コンテンツについては、随時追加して いく予定です。

不奸等に悩む方々に限らず、周囲の方々 の不妊等に対する理解を深めるきっか けとなる情報サイトとして、ぜひご覧 ください。

# 妊娠の基礎知識

妊娠について正しく知ることが 妊活の第一歩!

これまでの



## 助成制度

長野県では、不好・不育症の治療費 の一部を助成しています。

申請の仕方などは こちらを ご覧ください。



#### 不妊かも…? と思ったら

妊娠しづらい原因は 人それぞれです。

心豊かで健やかな将 来のために、まずは 今の自分を見つめて みましょう。



# 妊活Q&A

不妊・不育症治 療に関する疑問 にお答えします。います。

不妊治療経験者 の声を掲載して

# インタビュー

不妊・不育専門相談セン ターの相談員さんにお話を ききました。



不妊・不育症に悩む夫婦は増加傾向に あります。

不妊・不育症に関する悩みをお持ちの 方は、一人で悩まずご相談ください。



## 問合せ先

長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課 TEL 026-235-7141 FAX 026-235-7170 E-mail boshi-shika@pref.nagano.lg.jp

# 相談窓口のご案内(長野県不妊・不育専門相談センター)

専門の相談員がご相談に応じます。 当事者(男性・女性)の方以外に、 ご家族等も相談可能です。



# <このような悩みや相談に応じています>

- 不妊や不育症の心配
- ・繰り返す流産
- ・男性の不妊
- ・治療方法
- · 専門医療機関
- · 治療費助成制度

# TEL: 0263-35-1012 (専用ダイヤル)

- ◆毎週火・木曜日(祝日は除く) 午前 10 時から午後 4 時まで
- ◆毎週土曜日(祝日は除く) 午後1時から午後4時まで

※不妊・不育専門相談員(助産師)が応対します。



# Eメール: funin@nursen.or.jp

- ※火・木・土曜日に不妊・不育専門相談員(助産師)が 回答します。
- ※携帯電話のメールでご相談される場合は、相談員から の返信が受診できるように設定をお願いします。



# 予約制

TEL: 0263-35-1012 (専用ダイヤル) 場所:長野県看護協会会館2階相談室

※上記相談時間内にお電話ください。

## 【不好・不育専門相談員(助産師)による面接相談】

日時:毎週火・木曜日(祝日は除く) 午前10時から午後4時まで 毎週土曜日(祝日は除く) 午後1時から午後4時まで

# 【産婦人科医師による面接相談】

日時:毎月第4木曜日(祝日は除く) 午後1時30分から午後4時まで



# 不妊症では ないかと心配です。 二人で受診してみようと思いますが、 男性はどんな検査や治療を するのでしょうか。

治療費は どのくらい かかりますか。 どんな助成制度 がありますか。

治療を続けていますが、 気持ちが沈みがちでつらいです。 話を聞いてください。

# 【不妊・不育専門相談センター



## ◆松本駅前 松本バスターミナルより路線バス利用

「自動車学校前| 下車 信大横田循環線 「元原町」 下車 徒歩 5分 北市内線西回り 「視覚障害者センター前」下車 1分 北市内線東回り 「視覚障害者センター前」下車 1分

〒390-0802 松本市旭2-11-34 長野県看護協会会館 ((公社)長野県看護協会内) TEL: 0263-35-0421

# (相談は専用ダイヤル ☎0263-35-1012 へお願いします。)

長野県不妊・不育専門相談センター事業は、長野県が、 (公社) 長野県看護協会に委託して実施しています。

# 野

# 不妊・不育症 支援事業のご案内

# 治療費助成制度

●不奸治療関係:不奸治療(先進医療)費用助成事業

●不 育 症 関 係:不育症治療支援事業

不育症検査費用助成事業

# 不妊・不育専門相談センター

妊活支援サイト 妊活ながの



長野県では、不妊や流産を繰り返してしまう 不育症等の相談及び治療費の一部助成等に より、子どもを持ちたいご夫婦の希望が叶 えられるよう支援を行っています。

令和6年7月発行

# 不妊治療(先進医療)費用助成事業

●令和4年度から長野県独自で実施している事業です。 保険適用の不妊治療と併用して先進医療として認められた 治療を行った場合、その費用の一部を助成しています。

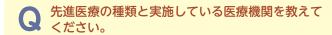
助成対象	保険適用の不妊治療と合わせて実施した先進医療 ※先進医療として告示されている不妊治療
対象要件	・法律婚または事実婚の夫婦 ・夫婦の一方又は双方が長野県内に住所を有すること ・「1回の治療」の開始日における妻の年齢が43歳未満であること ※詳細はお住まいの地域の保健福祉事務所にお問合せいただくか、「妊活ながの」HPをご覧ください。
助成金額	先進医療費分自己負担の1/2 (上限5万円)
助成回数	保険適用と併用して実施した先進医療への助成の ため、保険が使用できる回数まで
医療機関	厚生労働省の承認を受けた医療機関 ⇒先進医療を実施している医療機関一覧
申請期限	治療終了の翌日から90日以内 *7月31日終了の場合、10月29日までに申請

\*1回の同じ治療について、県事業と市町村事業の助成を受ける場合は、必ず県事業の申請を先に行ってください。

# **Q** 採卵後、受精胚が育たず胚移植ができなかった 場合も助成が受けられますか。

保険適用と併用して行われた先進医療の場合、助成の対象となり ます。

対象となる治療の実施の有無については、主治医にご相談ください。



先進医療の種類や実施している医療機関は、 随時追加・削除が行われます。最新情報については、厚生労働省HP「先進医療を実施している医療機関」をご覧ください。



# 県事業

# 不育症治療支援事業

平成27年度から長野県独自で実施している事業です。

	·
助成対象	国内の医療機関で行われた下記の検査及び治療費 (1) 不育症の診断に係る検査 (先進医療として告示されている不育症検査は除く) (2) ヘパリン療法 (3) アスピリン療法 (4) ステロイド療法 (5) その他知事が特に必要と認めたもの
対象要件	・2回以上の流産・死産の既往歴があること ・医師による不育症の診断を受け、治療によって 出産の見込があると判断されていること ・法律婚または事実婚の夫婦 ・夫婦の一方又は双方が長野県内に住所を有する こと
助成金額	1回の妊娠に係る費用(上限5万円) (妊娠・出産の有無は問いません)
助成回数	妻の年齢(治療期間の初日)が40歳未満:通算6回まで 妻の年齢(治療期間の初日)が40歳以上:通算3回まで
医療機関	指定医療機関はありません
申請期限	治療終了の翌日から90日以内 *7月31日終了の場合、10月29日までに申請

\*1回の同じ検査・治療について、県事業と市町村事業の助成を受ける場合は、必ず県事業の申請を先に行ってください。

# 不育症治療支援事業の助成を受けられる年齢は何歳までですか。

治療開始時の妻の年齢が40歳未満と40歳以上で助成回数は異なりますが、年齢の上限はありません。

# 市町村の妊産婦福祉医療給付事業を受けていますが、助成を受けられますか。

妊産婦を対象とする福祉医療費給付事業の給付を受けた場合、 給付を受けた期間の治療については本事業の助成を受けること はできません。

# 不育症検査費用助成事業

●令和3年度から実施している事業です。 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見 据え先進医療として実施されるものを対象に、検査に要 する費用の一部を助成しています。

助成対象	先進医療として告示されている不育症検査
対象要件	・2回以上の流産、死産の既往歴があること ・長野県内に住所を有すること ・検査の結果を、国に提出することに同意すること
助成回数	対象者の年齢、助成回数に制限はありません
助成金額	1回の検査に係る費用の7割に相当する額 (上限6万円)
医療機関	厚生労働省の承認を受けた医療機関 ⇒先進医療を実施している医療機関一覧
申請期限	検査が終了した日が属する年度内(3月31日まで)

- \*申請者は、検査を受けた方となります。
- \*1回の同じ検査について、県事業と市町村事業の助成を受ける場合は、必ず県事業の申請を先に行ってください。
- \*検査終了日が3月末になる等やむを得ない理由で申請が遅れる場合は、あらかじめお住まいの市町村を管轄する保健福祉事務所(保健所)へ必ず相談してください。

# 対象要件に婚姻や年齢について記載がありません。未婚でも申請できますか。

上表の対象要件を満たしていれば、婚姻の有無や年齢について の制限はありませんので、申請できます。

# 助成制度の申請窓口問合せ先

助成制度に関するお問合せは、お住まいの市町村を管轄する保健福祉事務所にお願いします。

また、各市町村で、独自に助成制度を設けている場合があります。

(**☎** 0267−63−3164) 佐久保健福祉事務所 上田保健福祉事務所 ( 0268 - 25 - 7149)諏訪保健福祉事務所 (**2** 0266-57-2926) 伊那保健福祉事務所 (**2** 0265-76-6836) (**a** 0265-53-0443) 飯田保健福祉事務所 木曽保健福祉事務所 (**☎** 0264−25−2232) (**a** 0263-40-1950) 松本保健福祉事務所 (**☎** 0261−23−6529) 大町保健福祉事務所 長野保健福祉事務所 (**☎** 026−225−9045) 北信保健福祉事務所 (**2** 0269-62-6311)

### 長野市・松本市にお住まいの方の申請先

助成事業により、申請先が異なりますのでご注意ください。

# 不育症検査費用助成事業

長野市民:長野市保健所

**2** 026-226-9963

松本市民:松本市役所健康づくり課

**2** 0263-34-3217

#### 不妊治療(先進医療)費用助成事業 不育症治療支援事業

長野市民:長野保健福祉事務所

**2** 026-225-9045

松本市民:松本保健福祉事務所

**☎** 0263-40-1950

## 申請に必要な書類

#### 必ず必要なもの

- ●申請書(事業により異なります)
- ●受診等証明書(事業により異なります)
- ●助成対象経費にかかる領収書の原本
- ●夫婦または申請者の住民票の写し(事業により異なります)

#### その他

- ●事業により、戸籍謄本や事実婚申立書が 必要な場合があります。
- ※提出書類等については、長野県妊活支援 サイト「妊活ながの」をご覧ください。

